

◎学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第六節 学校評価</p> <p>第五十条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>第五十条の二 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>第五十条の三 小学校は、第五十条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。</p> <p>第五十五条 第十七条、第十八条、第二十二条の二から第二十二条の六まで、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十四条第二項、第二十六条から第二十八条まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十</p>	<p>第五十条 削除</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第五十五条 第十七条、第十八条、第二十二条の二から第二十二条の六まで、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十四条第二項、第二十六条から第二十八条まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十</p>

六条から第五十条の三までの規定は、中学校に、これを準用する。この場合において、第十八条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第二十六条の二及び第二十六条の三中「第二十四条第一項、第二十四条の二又は第二十五条」とあるのは「第五十三条、第五十四条（併設型中学校にあつては第六十五条の十四において準用する第六十五条の四、連携型中学校にあつては第五十四条の四）又は第五十四条の二」と読み替えるものとする。

第六十五条 第二十二条の二から第二十二条の四まで、第二十二条の六、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十六条から第二十八条まで（第二十六条の二及び第二十六条の三を除く。）、第四十四条、第四十六条から第五十条の三まで、第五十二条の二及び第五十二条の三の規定は、高等学校に、これを準用する。

②・③ (略)

第六十五条の十 第二十二条の二から第二十二条の四まで、第二十二条の六、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第四十四条、第四十六条から第五十条の三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十六条の三、第六十条及び第六十二条の規定は、中等教育学校に、これを準用する。

②・③ (略)

第七十三条の十六 第二十二条の二から第二十二条の四まで、第二十二条の六、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十六条、第四十四条

六条から第四十九条までの規定は、中学校に、これを準用する。この場合において、第十八条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第二十六条の二及び第二十六条の三中「第二十四条第一項、第二十四条の二又は第二十五条」とあるのは「第五十三条、第五十四条（併設型中学校にあつては第六十五条の十四において準用する第六十五条の四、連携型中学校にあつては第五十四条の四）又は第五十四条の二」と読み替えるものとする。

第六十五条 第二十二条の二から第二十二条の四まで、第二十二条の六、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十六条から第二十八条まで（第二十六条の二及び第二十六条の三を除く。）、第四十四条、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条の二及び第五十二条の三の規定は、高等学校に、これを準用する。

②・③ (略)

第六十五条の十 第二十二条の二から第二十二条の四まで、第二十二条の六、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第四十四条、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十六条の三、第六十条及び第六十二条の規定は、中等教育学校に、これを準用する。

②・③ (略)

第七十三条の十六 第二十二条の二から第二十二条の四まで、第二十二条の六、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十六条、第四十四条

、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条から第五十条の三まで及び第五十六条の三の規定は、特別支援学校に、これを準用する。

②⑤ (略)

第七十七条 第二十三条の二、第二十三条の三、第二十六条、第四十四条及び第四十六条から第五十条の三までの規定は、幼稚園に、これを準用する。

第七十七条の十一 第四条の二の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第七条の三の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第五条、第六条、第七条の六、第七条の九、第十二条の四、第十三条から第十五条まで、第二十七条、第二十八条、第四十六条及び第五十条から第五十条の三までの規定は専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第七条の九中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条及び第五十六条の三の規定は、特別支援学校に、これを準用する。

②⑤ (略)

第七十七条 第二十三条の二、第二十三条の三、第二十六条、第四十四条及び第四十六条から第四十九条までの規定は、幼稚園に、これを準用する。

第七十七条の十一 第四条の二の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第七条の三の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第五条、第六条、第七条の六、第七条の九、第十二条の四、第十三条から第十五条まで、第二十七条、第二十八条及び第四十六条の規定は専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第七条の九中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七十八条 第三条から第六条まで、第七条の六、第七条の七、第七条の九、第十三条から第十五条まで及び第五十条から第五十条の三までの規定は、各種学校に、これを準用する。この場合において、第七条の九中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七十八条 第三条から第六条まで、第七条の六、第七条の七、第七条の九及び第十三条から第十五条までの規定は、各種学校に、これを準用する。この場合において、第七条の九中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

○各種学校規程（昭和三十一年文部省令第三十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(削除)</p>	<p>(自己評価等)</p> <p>第二条の二 各種学校は、その教育水準の向上を図り、当該各種学校の目的及び社会的使命を達成するため、当該各種学校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p> <p>3 各種学校は、第一項の点検及び評価の結果について、当該各種学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。</p> <p>(情報の積極的な提供)</p> <p>第二条の三 各種学校は、当該各種学校における教育活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。</p>

○幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 編制（第三条―第六条）</p> <p>第三章 施設及び設備（第七条―第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条）</p> <p>附則</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>
<p>現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の三）</p> <p>第二章 編制（第三条―第六条）</p> <p>第三章 施設及び設備（第七条―第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条）</p> <p>附則</p> <p>（自己評価等）</p> <p>第二条の二 幼稚園は、その教育水準の向上を図り、当該幼稚園の目的を実現するため、当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>（情報の積極的な提供）</p> <p>第二条の三 幼稚園は、当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。</p>

○専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 組織編制（第二条―第七条）</p> <p>第三章 教科等（第八条―第十六条）</p> <p>第四章 教員（第十七条―第二十条）</p> <p>第五章 施設及び設備等（第二十一条―第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>（削除）</p>
<p>現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第一条の三）</p> <p>第二章 組織編制（第二条―第七条）</p> <p>第三章 教科等（第八条―第十六条）</p> <p>第四章 教員（第十七条―第二十条）</p> <p>第五章 施設及び設備等（第二十一条―第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>（自己評価等）</p> <p>第一条の二 専修学校は、その教育水準の向上を図り、当該専修学校の目的及び社会的使命を達成するため、当該専修学校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p> <p>3 専修学校は、第一項の点検及び評価の結果について、当該専修学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。</p> <p>（情報の積極的な提供）</p>

(削除)

第一条の三 専修学校は、当該専修学校における教育活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。

○小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第二条 削除</p> <p>第三条 削除</p>	<p>（自己評価等）</p> <p>第二条 小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を實現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>（情報の積極的な提供）</p> <p>第三条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。</p>

○中学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第二条 削除</p> <p>第三条 削除</p>	<p>（自己評価等）</p> <p>第二条 中学校は、その教育水準の向上を図り、当該中学校の目的を實現するため、当該中学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>（情報の積極的な提供）</p> <p>第三条 中学校は、当該中学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。</p>

○高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第三条 削除</p> <p>第四条 削除</p>	<p>（自己評価等）</p> <p>第三条 高等学校は、その教育水準の向上を図り、当該高等学校の目的を実現するため、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>（情報の積極的な提供）</p> <p>第四条 高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。</p>